田原市ふるさと教育
取り組み指針

平成 31 年 1 月

田原市教育委員会

目　次

はじめに　ｐ３

第１章　ふるさと教育とは何か（定義）　ｐ４
　１　「ふるさと教育取り組み指針」とは
　２　「ふるさと」とは
　　（１）「ふるさと」
　　（２）心のよりどころとしての「ふるさと」
　　（３）ものさしとしての「ふるさと」
　３　「ふるさと学習」・「ふるさと教育」とは
　４　学校における「ふるさと教育」とは
　　（１）学習指導要領とふるさと
　　（２）ふるさとへの誇りと愛情
　　（３）「ふるさとを学ぶ」と「ふるさとで学ぶ」
　５　地域社会における「ふるさと教育」とは
　　（１）生きるためにこそ、ふるさとを学ぶ
　　（２）住民の誇りと地域ブランド

第２章　ふるさと教育を発展させるための環境（資源）　ｐ８
　１　ふるさと教育と教育機関
　２　ふるさと教育と地域づくり
　３　ふるさとの記憶と文化財
　４　ふるさと教育センター
　５　ふるさと教育とファシリティ・マネジメント

第３章　ふるさと教育にどう取り組むか（指針）　ｐ１０
　１　学校での「ふるさと教育」に取り組みます。（指針１）
　　（１）郷土を題材にした学習の展開
　　（２）地域の人々との出会いと交流の推進
　　（３）地域の大人との協働事業の実施
　　（４）ふるさと教育の推進への支援
　　（５）図書館・博物館等の活用
　２　生涯にわたる「ふるさと教育」に取り組みます。（指針２）
　　（１）生涯学習とふるさと教育
　　（２）生涯スポーツとふるさと教育

（３）学びのための情報提供の充実
３　「ふるさと教育」の循環を生み出すシステムを構築します。（指針３）

第４章　ふるさと教育推進ネットワークをつくる（展開）　ｐ１５
１　つながりの不足―ふるさと教育推進の課題
２　ふるさと教育推進ネットワークをつくる
（１）「ふるさと教育ワークショップ」の開催
（２）インターネット田原百科「タハラペディア」の編集
（３）「ふるさと教育バンク」の設置
（４）「ふるさと教育事例データベース」の構築
（５）「ふるさと教育研修パッケージ」の実施
（６）「ふるさと教育推進体制（組織）」の構築
（７）「つながりの場」の整備
３　ふるさと教育推進ネットワークをつくるためのロードマップ
４　付録
（１）教育委員会教育部若手職員ワークショップ結果
（２）指針全体の要約図

はじめに

　ふるさとを思う気持ちは、昔の人でも今の人でも共通しているように思います。室生犀星は、ふるさとを次のように詠っています。

ふるさとは遠きにありて思ふもの　そして　悲しくうたふもの　（注１）

　古代中国の詩人も、ふるさとを思ってこんな詩を残しています。

帰りなんいざ　（さあ故郷へ帰ろう）
田園将に蕪れなんとす　（故郷の田園はいまや荒れ果てようとしている）
胡ぞ帰らざる（注２）　（どうして帰らずにいられよう）

　さらに、アメリカの歌手ジョン･デンバーは、“Take me home, country roads ”（注３）（私を故郷に連れて行ってはくれないか)と歌いました。洋の東西、世代の違いはあっても、ふるさとへの愛に変わりはないようです。
　田原市は、平成 22 年度に策定した田原市教育振興基本計画に基づき、平成 27 年度に、「まち・ほん(生涯読書振興計画)」、「スポーツ推進計画」、「生涯学習振興計画」を策定しました。そして、「ふるさと田原の学校で　きらり子ども輝く」を基本理念とした「学校教育振興計画」をもって、平成 27 年度総合教育会議で策定した「総合教育大綱」を実現するための計画が完成したのです。
　田原市教育委員会は、さまざまな振興計画を実行に移し、その評価や見直しをするうえで共通する拠り所、学校教育と社会教育の両方にわたる主要な柱を「ふるさと教育」としています。その理念を、このたびは生涯にわたる学びの現場での具体的な取り組みに役立つ指針として示しました。今後、学校、家庭、地域で、「ふるさと教育」の視点から田原市の教育全般をどのように充実させるかを考えていくきっかけといたします。
　「田原市ふるさと教育取り組み指針」の作成は、田原市教育委員会の「ふるさとへの愛を教育で開花させる」という強い意思表明です。皆様のご意見をたくさんいただきながら、田原の教育の振興･推進に邁進してまいります。

平成 30 年 12 月

田原市教育委員会 教育長 花 井　隆

注１　『日本の詩歌 15　室生犀星』中央公論社 1979 年（新訂版） p. 14
注２　『陶淵明全集（下)』岩波書店　1990 年 p. 142
注３　「ジョン・デンバー・ベスト（CD)」BMG ジャパン 1998 年

第１章　ふるさと教育とは何か（定義）

１　「ふるさと教育取り組み指針」とは

平成２８年２月、田原市は「田原市総合教育大綱・田原市教育振興基本計画」を策定しました。そこでは、「ふるさとに学び　人が輝く　田原の人づくり」という基本理念を掲げ、“今後も「ふるさと教育」を継承しながら、この基本理念を基に、次のような「目指す人づくり」をすすめます。”として、５つの方向を示しています。

その中で「ふるさと」に言及しているのは次の２つです。

① ふるさとを愛し、たくましく生きる人を育てます

⑤ ふるさとに誇りをもって、世界に羽ばたく人を育てます。

とりわけ、①については、“ふるさと教育の中で、自己を確立し、目標を見つけ、たくましく生きる人づくりを目指します。”と解説し、ふるさと教育に言及しています。

このように、田原市の教育において、ふるさと教育は、学校教育と社会教育の両方にわたる主要な柱として位置づけられています。

しかし、「ふるさと教育」がどのようなものであり、今後、田原市としてどのように「ふるさと教育」を充実させていくのかは、必ずしも明確ではありませんでした。

この「田原市ふるさと教育取り組み指針」は、これらの点を明らかにし、田原市として「ふるさと教育」にどのように取り組むかを示すものです。

２　「ふるさと」とは

(1)　「ふるさと」

「ふるさと」という言葉は、「自分が生まれた土地」という意味のほかに、「かつて住んだことのある土地」さらには「なじみ深い土地」という意味もあります（いずれも『広辞苑 第６版』の「ふるさと」の項による）。

生まれ育った土地でなくても、今、住んでいる土地に好感や愛着があれば、人はそこに「ふるさと」を感じます。

(2) 心のよりどころとしての「ふるさと」

「ふるさと」と思える土地があれば、そこは人の心のよりどころとなります。

大切にしたいところ。思い出深いところ。離れていても、ときどき、あるいは、いつか戻りたいところ。そのような土地があるのは、日々の暮らしの中での潤いや幸せにつながっていきます。

(3) ものさしとしての「ふるさと」

「ふるさと」を知り、自分なりのふるさとのイメージを持つということは、同時に、世界を知るための基準（ものさし）を手に入れるということです。ものさしがなければ、せっかくの知識も、あやふやなものになります。

ふるさととの比較によって、わたしたちは世界に関する知識を深めることができます。たとえば旅先のいろんな土地について理解しようとするときには、「自分の住んでいる土地と比べると…」と考えると理解が深まります。

3　「ふるさと学習」・「ふるさと教育」とは

「ふるさと学習」とは、今、学習者自身が住んでいる、このふるさと（田原市、校区、字など）の自然、歴史、人物、文化、産業といった地域の教育資源や、それらに関する資料を教材として、ふるさとに関する知識を広げ、認識を深める学習です。

こうした学習を支援するための活動を指して、「ふるさと教育」と呼びます。

「ふるさと教育」と「ふるさと学習」は一体的に行われることが多く、この指針における「ふるさと教育」は「ふるさと学習」を含んだものとして使用します。

4　学校における「ふるさと教育」とは

(1) 学習指導要領とふるさと

現行（平成 30 年度時点）の「小学校学習指導要領」には、ふるさとに関わる内容が以下のように記されており、郷土（ふるさと）への誇りと愛情を育てることが重視されていることがわかります。

総則　伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに…

社会　地域社会に対する誇りと愛情を育てる…

総合　例えば、…地域の人々の暮らし，伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動など…

道徳　郷土や我が国の伝統と文化を大切にし，先人の努力を知り，郷土や国を愛する心をもつ…

(2) ふるさとへの誇りと愛情

ふるさとへの誇りや愛情を育てるのは容易なことではありません。それらは押しつけることができないものだからです。しかし、ふるさとに関する知識を広げ、認識を深めることは、間接的であっても、ふるさとへの誇りと愛

情を育てることにつながります。

正しい知識や認識に裏づけられた誇りや愛情は簡単に揺らぐことがなく、人を、ふるさとをよりよくするための行動に導いていきます。

(3) 「ふるさとを学ぶ」と「ふるさとで学ぶ」

「ふるさとを学ぶ」という時、ふるさとそのものについて学習することを目的としています。

「ふるさとで学ぶ」という時、ふるさとは、何かを知るための手段となっています。

どちらの視点も大切ですが、田原市における「ふるさと教育」「ふるさと学習」は、ふるさとそのものについての学習を中心に取り組むことにより、ふるさと田原に関する知識を広げ、認識を深めていくことを中心に据えていきます。

学習者一人ひとりにとって、ふるさと田原が心のよりどころとなり、また世界を知るものさしとなることにより、自ずと郷土愛も育っていくことを目指します。

注意するべきは、小学校低学年では、まず家や学校のまわりの身近な地域について知ることが大切だということです。たとえば、子ども達は、身近な地域に暮らす人たちとふれ合うことによって、ふるさとへの思いが形作られていきますが、大人はふるさとを市や校区コミュニティに近い規模ととらえることが多く、子どもとの違いを理解した上での取り組みが必要です。

5　地域社会における「ふるさと教育」とは

(1) 生きるためにこそ、ふるさとを学ぶ

人は、完全に地域社会を離れて生きていくことはできません。すべての人にとって、地域社会は暮らしや仕事の基盤です。ふるさとに関する知識は、ふるさとを生きるための「資源」に変えます。

ふるさとに関する知識が広がり、認識が深まるほど、わたしたちは、ふるさとに、暮らしや仕事にとって役立つより多くの「資源」を見い出すことができるようになっていきます。

(2) 住民の誇りと地域ブランド

地域社会は、そこに住まう人たちの多くがその土地を「ふるさと」であると感じ、誇りや愛着を抱くことによって、まとまりをもち、長く続いていくための力を得ることができます。

ふるさとを学び、ふるさとへの誇りや愛着を育み、先人の努力の結晶や自然の恵みの中から、多くの人にとって価値があり共感を得ることができるも

のを見つけ出すこと。そこに、現在を生きるわたしたちの工夫と努力で、新しい価値を付け加えること。地域ブランドの本質とは、そのようなものだと考えています。

ふるさとの価値を見出し、後世に伝えるだけでなく、ときには、改良し、新しい価値を付け加えることを含めて、大人にとっての「ふるさと学習」を目指していきます。

第２章　ふるさと教育を発展させるための環境（資源）

１　ふるさと教育と教育機関

教育委員会が所管する教育機関は、すべて、ふるさと教育の拠点でもあります。学校がそのような役割を果たすべきことはいうまでもありません。社会教育施設についても同様です。

例えば、市民館がふるさとに関する講座を開催し、図書館が所蔵するふるさとに関する資料の活用を促し、博物館がふるさとに関する展示会を開催しています。それぞれの教育機関が、さまざまな方法でふるさと教育を促進する活動を行なっているのです。とりわけ、社会教育施設の活動は、ふるさとに関する生涯にわたる学習の支援が中心となっているといっても過言ではありません。

これらの教育機関の整備は、生涯にわたる「ふるさと学習」の支援という観点から重要な意義をもっています。

２　ふるさと教育と地域づくり

地域づくりというと、とかく建築・土木などのハードウェアや経済振興が注目されがちです。もちろん、それらは大切ですが、地域づくりに関わる人達が、地域に関する知識・情報やイメージをどのように獲得していくかということは、ハードウェアや経済に劣らない重要なテーマです。

地域づくりを現実に担うのが「ひと」である以上、これは当然のことです。地域づくりの重要な柱として、ふるさと教育を考えなければなりません。

特に、注目したいのは、ふるさとに関する多くの知識をもつ高齢者の存在です。その知識をふるさと教育の促進に役立ててもらうことには、高齢者自身の生きがいづくりとしての意義もあります。

３　ふるさとの記憶と文化財

ふるさとが変わっていくことを完全に止めようとするのは現実的ではありません。しかし、過去の記憶を甦らせることができるようなものの保存や記録を工夫することは必要です。

最新のテクノロジーがそのために役立つなら、大いに活用するべきでしょう。また、文化財がもっている、ふるさとの記憶を保ち、ときには再生産する力を認識し、ふるさと教育の資源として、大切にしていく必要があります。

４　ふるさと教育センター

ふるさと教育には、教材として活用するための、さまざまな資源が必要です。しかしながら、個々の教育機関が自前で用意できる、ふるさと教育の資源には

限りがあります。博物館・図書館を除いては、保存・保管の機能も十分ではありません。

そこで、次のような解決策が考えられます。

① ふるさと教育のプロセスで生み出された成果を収集し、一つの場所において整理・保管する。場合によっては、それらをデジタル映像等に加工・編集して、ふるさと教育の教材として再活用する。

② 博物館が収集した文化財のうち、一般の人が実際に触ってもよいものなどを、あらかじめ教材として整理・保管し、ハンズオン展示を行ったり、必要に応じてふるさと教育の現場や、ふるさと教育に携わる者の研修に貸し出したりする。

ふるさと教育を支援する役割は、すべての教育機関に課せられたものですが、上記のような機能は、学校教育と社会教育の境を越えて、一つの機関が行う方が効率的です。

このような機能をもつ機関として、ふるさと教育センターを整備します。

5　ふるさと教育とファシリティ･マネジメント

公共施設は器（ウツワ）です。器を無駄にしないためにも、また、器の存在に頼りすぎないためにも、ソフトとしての「ふるさと教育」という魂を入れることが大切です。それは結局、田原市を豊かにする、すなわち、地域資源を生かして地域の魅力を増すことにつながります。それは田原市のファシリティ・マネジメントがめざす方向とも一致します。

第３章 ふるさと教育にどう取り組むか（指針）

指針１　学校での「ふるさと教育」に取り組みます。 指針２　生涯にわたる「ふるさと教育」に取り組みます。 指針３　「ふるさと教育」の循環を生み出すシステムを構築します。

１　学校での「ふるさと教育」に取り組みます。（指針１）

田原市学校教育振興計画では、重点目標の第一に「ふるさとを愛し、生き生きと学ぶ子の育成」を掲げています。そのための取組内容の一つとして、「ふるさと学習（教育）の推進」があります。

(1) 郷土を題材にした学習の展開

子どもたちの暮らしや遊びの中には、必ずふるさとと深く関わる要素があります。たとえば、家事や家業の手伝い、遊び場とそこでの遊び方などです。また、学校で毎日のように歌われる校歌の歌詞にもふるさとの自然や歴史が、数多く表れます。これらを丁寧に拾い上げることが、ふるさと学習の教材をつくるうえでのヒントになります。

ふるさとにまつわる歴史や民話・伝承等のエピソードにも、子どもたちの興味を引き、気づきや感動を誘うものは少なくありません。これらのエピソードが数多く収録された、旧三町の町史、校区誌、開校〇周年記念誌、「田原の文化財ガイド」シリーズ、博物館の図録などは、平成 28 年度に改訂された小学校 3・4 年生の社会科副読本「たはら」と併せて、ふるさと学習の教材を開発するために大いに活用していきます。

また、民具や農産物などの実物や、それらを映像や音声として記録したメディアは、子どもたちの関心を高め、直感を含めた理解を深めるために、文章以上の大きな効果を上げることがあります。いくつかの素材を組み合わせた活用など、新たな教材の掘り起こしを進めます。

(2) 地域の人々との出会いと交流の推進

特に大切にしたいのは、地域の人々との出会いと交流です。地域の人々との直接的なやりとりを通じて、ふるさと学習は深まります。

地域の人々が教えようと思ったこと以上に多くのことを、子どもたちは感じとり、学びます。

たとえば「夢 worker リンク事業」はキャリア教育として位置づけられていますが、地域の人々の働く姿勢や働き方から子どもたちが学ぶ、ふるさと学習の機会でもあります。

こうした出会いと交流を通じて、学校や子どもたちと地域社会の関係は、より近いものになり、学校と地域社会の双方にとって有益です。

また、シニア世代が子どもとふれ合う活動を幅広く設け、学校を支援する体制をつくる「シニア地域デビューモデル事業」は、こうした観点から意義深い取り組みです。

地域行事への参加、地域の人の活用や交流機会の設定など、地域の学校としての利点を生かした「ふるさと教育」を進めます。

(3) 地域の大人との協働事業の実施

地域魅力化事業とは、子どもたちの発想で、地域の活性化に向けた企画・立案を行い、それを地域の大人とともに実現する取り組みです。

学校を地域づくりの核として、地域の特色を生かした事業を展開するとともに、特色ある教育を推進し、地域を活性化することを目的として、平成 27 年度から実施しています。

子どもたちが再発見した“地域の魅力を活用した提案や活動”を地域につなげ、地域の大人が一緒に実現していくことにより、地域全体の活性化を図っていきます。

(4) ふるさと教育の推進への支援

学校教育課に配置されている共育コーディネーターには、地域魅力化事業をはじめ、ふるさと教育の助言や提案、学校と地域の人材のつなぎなどを行うといった役割があります。

ふるさと教育の実施にあたっては、「じっくり考える余裕がない」「事前の下調べが大変」「出かけるのが大変」といった阻害要因があり、これらを克服するためにも共育コーディネーターのような存在が必要です。

共育コーディネーターの活用、ふるさと教育に関する情報の提供体制など、ふるさと教育の推進を支援する体制を整えていきます。

(5) 図書館・博物館等の活用

図書館等の教育施設を、学びや活動の場として直接的に利用するだけではなく、教員が、自分自身のテーマをもって、日常的に図書館で調べ物をしたり、博物館の展示を鑑賞したりすることが、図書館や博物館等の資源を、ふるさと教育で活用することにつながります。

各施設が所有する資源の充実や活用などの情報提供、利便性の向上に努めます。

① 学校図書館

学校図書館は子どもたちの読書活動の促進のためのセンターとしての役割を果たしてきていますが、田原市学校教育振興計画では、教科での図書館利用の増加を取組の目標として掲げています。

今後は、ふるさと学習に役立つ図書その他のメディアの活用のためのセンターとしての役割も果たしていく必要があります。ふるさと学習の成果物を保管し活用する機能を学校図書館にもたせることも検討します。

② 市図書館

「田原市図書館の管理運営に関する規則」の中では、市図書館が学校図書館等との連絡提携をすることが定められており、学校図書館支援センターとしての機能をもっています。そこで、この機能を活用した、ふるさと学習のための協働を進めます。

③ 市博物館

市博物館は、「田原市博物館条例」に定められた「歴史・考古・民俗・美術等に関する資料を収集・保管・展示し、郷土文化の向上に役立てる」ための教育機関であり、学校等と協力し、その活動を援助する事業を行なっていきます。

④ 市民館

市民館は、地域魅力化事業など、学校と地域が連携するふるさと教育の事業において、学校と連携して、場（機会）の提供やＰＲ、住民参加型事業の共催などで重要な役割を果たすことができます。このような市民館の活動を支援していきます。

2　生涯にわたる「ふるさと教育」に取り組みます。（指針２）

学校教育を引き継ぎ、社会教育においても取り組みを継続することで、「ふさと教育」は生涯にわたる取り組みに発展し、深化していきます。

地域に住む人々がふるさとへの理解を深めることで、地域に貢献しようとする意識が生まれ、地域の活性化が推進されます。また、地域を支える次世代の育成へとつながっていきます。

(1) 生涯学習とふるさと教育

田原市生涯学習振興計画には、ふるさと教育に関する次のような施策が掲げられています。

① スポーツ、歴史・文化・産業を通じた学びの提供

ふるさとを学ぶ講座（ジオツァー、文化財講座など）やふるさとにゆか

りのある展覧会の開催、吉胡貝塚資料館の運営、文化財の指定と文化財ガイドなどの出版物の充実などを実施します。

② 学びの成果を活用する機会の推進
③ シニア世代・現役世代の学びの機会への参画

いずれも、地域の人々がふるさとについての学習を支援する側に回ることを推進する施策として重要です。

小中学校の総合的な学習でのふるさとの人材の活用、市民館で行う講座の講師としてのシニア世代・現役世代の活用、「夢 worker リンク事業」の展開など実施します。

(2) 生涯スポーツとふるさと教育

田原市スポーツ振興計画では「スポーツによる地域活性化」を基本施策の一つに掲げており、魅力的な自然環境を生かしたスポーツを通じてふるさとの魅力を多くの人々に知ってもらうことを進めていきます。

(3) 学びのための情報提供の充実

ふるさと教育に役立つ情報や知識の収集・整備は中心的な課題です。

文化財資料のデータベース化、文化財の調査研究成果の公表など、ふるさとに関する資料の収集と電子化、オープンデータ化に努め、手軽に情報を得られる環境を整備し、情報の二次利用を促進します。

また、田原市生涯読書振興計画では、「電子書籍への対応や地域文化資源の発掘・保存・活用とデジタル化の研究と試行について、東三河レベルの連携を視野に取り組む」ことを、重点施策に掲げています。

3 「ふるさと教育」の循環を生み出すシステムを構築します。(指針３)

ふるさと教育の循環とは、ふるさとに関する講座などで学び続けた人が、今度は教えたり、学びを支援したりする立場に回るということです。

地域の人材を育て、地域で活用する。このような循環が実際に機能するためには二つの欠かせない条件があります。

第一に、学習する者も、学習を支援する者も、容易に、ふるさと教育に関する情報や知識を手に入れることができる環境が必要です。

ふるさとに関する資料の電子化・オープンデータ化・データベース化は、そのような環境づくりの基礎になります。たとえば、市図書館のホームページで公開されている「田原市新聞記事見出しデータベース」や「お散歩ｅ本」はその例ですが、本格的な取り組みはこれからです。

第二に、学校における共育コーディネーターにあたるような、学習を支援す

る人を支援する、人や仕組みも必要になります。たとえば、図書館司書や博物館学芸員は、学習支援者を支援する人材といえるでしょう。

ふるさと教育の循環を生み出すシステムは、地域魅力化事業・夢 worker リンク事業や、郷土を題材とした学習のための市図書館・市博物館の活用といった場面で、学校教育ともリンクします。

ふるさと教育の循環のために学校教育と社会教育をつなぐ「学社連携」を検討します。

第４章 ふるさと教育推進ネットワークをつくる（展開）

１　つながりの不足―ふるさと教育推進の課題

前の章の３において、「ふるさと教育」の循環を生み出すシステムを構築する必要について述べ、そのために学校教育と社会教育をつなぐ「学社連携」を検討することとしました。しかし、ふるさと教育の連携が必要なのは、学校教育と社会教育の間だけに限りません。ふるさと教育の実施主体としての学校同士、あるいは社会教育の部署・機関・施設同士についても、ふるさと教育のための連携が意識されることは、あまりありませんでした。

また、個々の実施主体においても、過去の成果や記録を、現在そして未来へと「つなぐ」配慮が乏しかったと思われます。

こうした「つながりの不足」の結果、以下のような問題が生じています。

① 実施主体ごとに、お互いに何をしているのか分からないので、資源やノウハウが共有できない。（「情報共有」問題）
② 同じ実施主体でも、過去に何をしていたのか分からないので、資源やノウハウが引継できない。（「情報継承」問題）
③ 実施主体ごとに、お互い何をしているのか分かっても、資源やノウハウを共有できる仕組みがない。（「資源共有」問題）
④ 同じ実施主体で、過去に何をしていたのかが分かっても蓄積されていないので、資源やノウハウが活用できない。（「資源継承」問題）
⑤ ①～④のような環境がないことが一因となり、どの実施主体でも、ふるさと学習を支援する人材が育ちにくい。そのことが、ふるさと学習で結びつく人材のネットワークづくりを困難にしており、①～④がますます困難になるという悪循環に陥っている。（「人材育成」問題）

これらの問題を解消し、ふるさと教育のためのネットワークを形成することが、ふるさと教育を推進する上での重要な課題となっています。ここで、ネットワークとは、主として市教育委員会の各部署や教育機関のネットワークを想定していますが、ふるさと教育の推進のために、市教育委員会以外の実施主体（たとえば、保育園、幼稚園、高等学校、大学、ＮＰＯその他の市民団体等）に働きかけ、協働するネットワークを形成していくことが望ましいのはいうまでもありません。

２　ふるさと教育推進ネットワークをつくる

ふるさと教育の推進を妨げる諸問題を解消するため、教育委員会として、ふるさと教育推進ネットワークの構築を推進します。ふるさとに関する教育や学

習は既にさまざまなすぐれた取り組みがあるため、ここでは、あえて情報や資源の共有・継承と人材育成に関わる取り組みを取り上げます。

(1) 「ふるさと教育ワークショップ」の開催

学校教育と社会教育とを問わず、また、官民の区別なく、田原市内のふるさと教育のすぐれた実践事例を報告し合うと共に、報告された事例から得られる知恵を、ふるさと教育のさらなる発展に役立てるためのワークショップを、１年に１回、開催します。映像や実物を使用した体験型のワークショップなど、堅苦しくなく、市民も参加して楽しく経験と知恵を共有できるようなものとしていきます。その成果については、報告集を作成・公開しますが、これもインターネット等で共有しやすくします。

(2) インターネット田原百科「タハラペディア」の編集

世界最大のインターネット百科事典として大きな発信力を持つ、ウィキペディアの田原市関連項目を、田原に住む人々が自ら編集し、誰もが二次利用できるオープンデータとして世界へ向けて発信します。参考文献や外部リンクを活用することにより、ふるさと教育の優れた教材となり得ます。学習者自身がふるさと教育の編集に参加し、インターネットで発信することで、ふるさと教育だけでなく情報教育にも貢献できます。編集した内容そのものも、さまざまな人の目に触れ、修正されることでより正確なものとなっていくことが期待できます。

(3) 「ふるさと教育バンク」の設置

ふるさと教育センター内に「ふるさと教育バンク」を設置し、ふるさと教育で使用した教材や児童・生徒・学習者がつくった成果物のうち、今後のふるさと教育で教材として使用できるものについては蓄積し、活用できるようにします。

(4) 「ふるさと教育事例データベース」の構築

ふるさと教育の事例や教材のデジタルデータを蓄積し、地名・校区名・人名等のキーワードで検索や活用ができるデータベースを構築し、公開します。田原市役所・市立学校等のウェブサイトに掲載されたデジタルデータの集積も可能にします。検索可能な人名には、公開に差し支えのない範囲で講師・支援協力者の氏名も含めることとし、ふるさと教育の人材探索にも役立てます。たとえば、学校でふるさと教育に関する授業を計画する際に、地元の協力者を探すために使用することを想定しています。なお、構築にあたっては、

個人情報の保護、古くなった情報の更新、著作権の適正な運用への十分な配慮等が必要です。

(5) 「ふるさと教育研修パッケージ」の実施

学校において「ふるさと教育」に取り組もうとするときに、大きな課題となるのが、教職員自身がふるさとについて学ぶ機会の不足です。そこで、教職員が、ふるさと教育に必要な情報源などについて学ぶための研修プログラムをまとめ、博物館学芸員、図書館司書等がチームを組んで小・中学校の要請に応じて学校を訪問して現職研修に協力する「ふるさと教育研修パッケージ」を実施します。学校の現職研修において、学芸員・図書館司書と教員が交流することは、双方にとってよい刺激となることが期待されます。

(6) 「ふるさと教育推進体制（組織）」の構築

ふるさと教育は学校教育と社会教育の連携によって進めていくものであり、市生涯学習振興計画がもっとも関わりの深い計画です。そこで、市生涯学習振興計画の主管課であり、ふるさと教育センターをも主管する生涯学習課が関係する事務を分掌することとします。実際の推進にあたっては、生涯学習課に加え、学校教育課･文化財課・スポーツ課・図書館が協議のうえ密接に連携することとします。

(7) 「つながりの場」の整備

どれほど情報コミュニケーション技術が発達しても、人と人のつながりを醸成するための「場」は必要です。ふるさと教育センターをはじめとした、教育委員会の施設が、ふるさと教育推進のための「つながりの場」として、十分機能できるように整備していきます。

３　ふるさと教育推進ネットワークをつくるためのロードマップ

平成３０年度
- ふるさと教育取り組み指針の策定と公開
- ふるさと教育研修パッケージの検討
- タハラペディア編集事業の開始
- ふるさと教育センターのソフト事業としてのふるさと教育バンクの検討

平成３１年度
- ふるさと教育センターの開設
- ふるさと教育バンクの運用開始
- 「ふるさと教育事例データベース」の検討
- ふるさと教育研修パッケージの開始

・第１回ふるさと教育ワークショップの実施（以後、１年に１回実施）

平成３２年度　・ふるさと教育事例データベースの構築
・現行のふるさと教育取り組み指針の見直し・改訂（田原市教育振興基本計画への統合）

４　付録

（１）教育委員会教育部若手職員ワークショップ結果

平成３０年６月７日、教育部若手職員によるワークショップを開催した。参加した職員は、本指針の草案を読んだうえで、職員として、あるいは個人として、できる事ややってみたい事を自由に書き出したうえ、ＫＪ法で整理した。その結果を、今後、この指針を実行に移すうえでの参考資料として添付する。

（２）指針全体の要約図

「田原市ふるさと教育取り組み指針」教育部若手職員ワークショップ報告書

１．開催日時：平成３０年６月７日（木）１４時３０分～１６時
２．場所：田原市役所２００会議室
３．出席者：１１名（若手職員９名、進行・記録係２名）
４．タイムスケジュール

14:30～14:35	オリエンテーション（趣旨説明）
14:35～14:45	オープニング（アイスブレイク） 自己紹介、好きな田原の写真を紹介
14:45～15:45	実践ワークショップ ・ブレインストーミングでアイデア出し 「田原の歴史や文化を学び、地域への誇りと愛着を持つ住民を増やすには？」をテーマに、はじめに個人でのワークを行い、班の中で発表する。 ・KJ 法でアイデアを分類、相関関係を図示 ブレインストーミングで出されたアイデアを KJ 法によりグループに分類し、ラベル名を付与する。グループ間の相関性を図示し、言語化する。 ・各班で結果を共有 ２班で相互に発表を行う。 ・アイデアの評価 「いいな」と思うアイデアに投票（赤シール） 「自分が貢献できる」と思うアイデアに投票（青シール）
15:45～16:00	クロージング 本日の感想を共有、小さな一歩宣言

５．内容

「田原の歴史や文化を学び、地域への誇りと愛着を持つ住民を増やすには？」という問いに対して、教育だけでなく、食やスポーツ、祭りなどの多様な観点からアイデアが出された。一度市外に住んでみることや他地域の人々との交流の中でふるさとを再認識するという意見や、若い世代に伝わりやすい SNS を活用した情報発信への言及もあった。多くのアイデアの中から、自分が貢献できる項目を選択する場面では、「博物館の展示を見に行く」、「地域の行事に参加する」という項目や、担当業務に関連する項目を選択する職員が多かった。ワークショップに参加した感想として、「１人では思いつかないようなアイデアがたくさん出て、刺激を受けた。」「今後の担当業務に活かしたい」などの意見があった。

６．ワークショップの模様

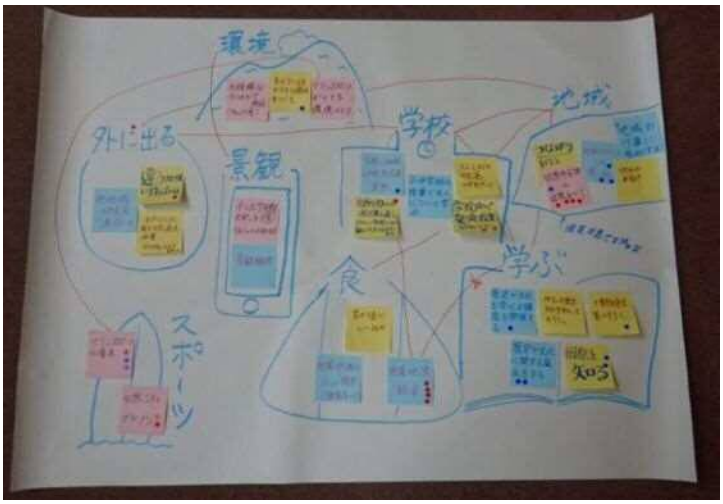

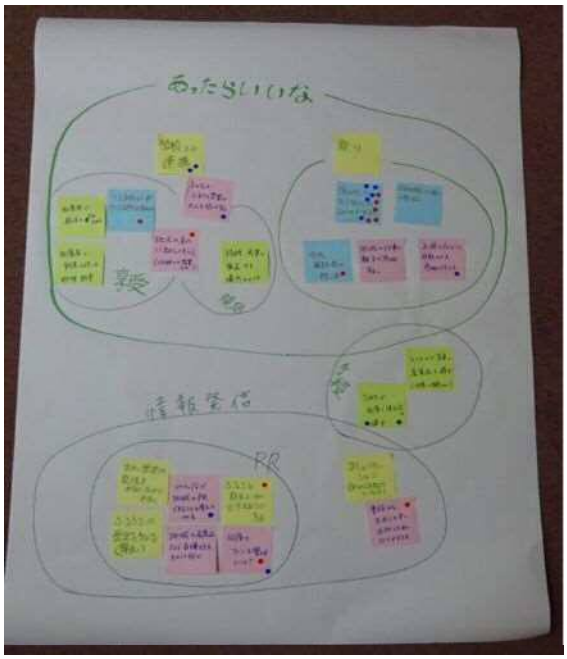

ワークショップの成果（A班）

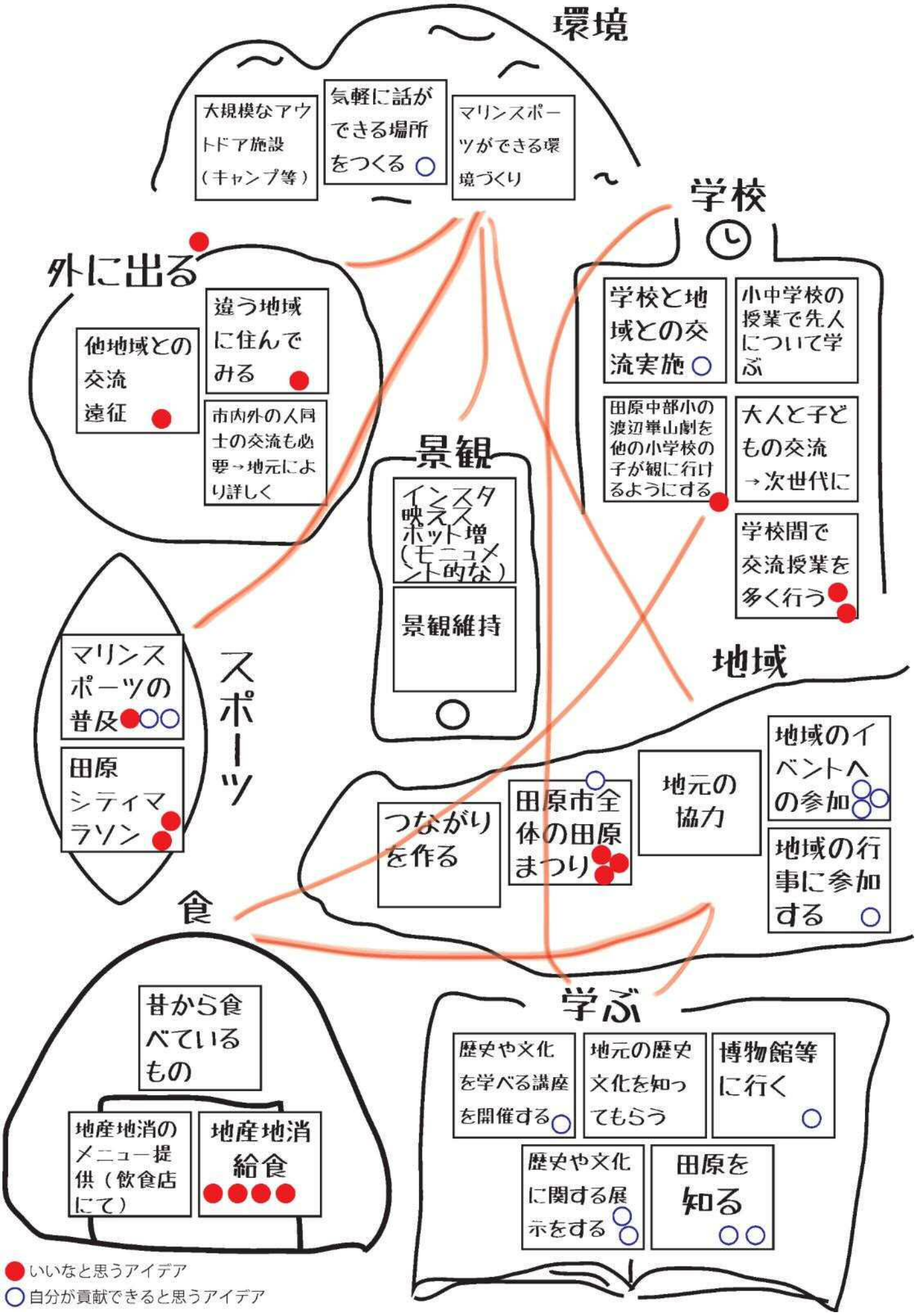

ワークショップの成果（Ｂ班）

あったらいいな

享受

- 学校との連携 ○○
- 田原弁で絵本のよみきかせ
- 川あそびができる所があるといい ●
- 田原産の野菜を使った料理教室

発信

- 子どものふるさと学習に大人も協力する ○
- 地元の名人に教えてもらう（伝統とか産業とか） ●
- 技術、成果を発表する場所をつくる

祭り

- 大人中心の夜店があるといい ●●●●○○○○
- 各地域の祭の参加
- 市民運動会の復活 ●
- 地域の行事に親子で参加する
- お祭りなどに外部の人も参加してもらう ○

情報発信

ＰＲ

- 文化・歴史の発信をかるく、分かりやすく
- みんなで地域のＰＲできることを考えてみる ○
- ふるさと自慢ができるようにする ●
- ふるさとの歴史を知る（崋山）
- 地域の名産品など自慢できるものは何か
- 田原のファンを増やすには？ ○

手段

- とりためた写真の展覧会を催す（田原の風景など）
- ＳＮＳで田原を語る会を催す ○○
- コミュニケーション（まちの人をすきになる）
- 普段から生活しやすい、近所づきあいなどができる ●

● いいなと思うアイデア

○ 自分が貢献できると思うアイデア

田原市ふるさと教育取り組み指針全体の要約図

定義（第１章）

ふるさと教育とは何か

●「ふるさと教育取り組み指針」とは：田原市総合教育大綱・教育振興基本計画で、教育の主要な柱として位置づけられる「ふるさと教育」をどのように充実させるかを明らかにするもの。
●「ふるさと」とは：生まれ育った土地でなくても、住んでいる土地に好感や愛着があれば「ふるさと」として、心のよりどころや、世界を知るための基準（ものさし）となる。
●「ふるさと教育（学習）」とは：地域の教育資源や、それらに関する資料を教材として、ふるさとに関する知識を広げ、認識を深める学習と、それを支援するための活動。
●学校における「ふるさと教育」とは：ふるさと田原が心のよりどころとなり、世界を知るものさしとなることにより、おのずと郷土愛も育っていくことを目指す。
●地域社会における「ふるさと教育」とは：暮らし・仕事など、ふるさとを生きる資源を得る。また、ふるさとの価値を見出し、伝え、改良し、新しい価値を付け加えていくことを目指す。

資源（第２章）

ふるさと教育を発展させるための環境

●教育委員会が所管する教育機関は、すべて、ふるさと教育の拠点でもある。
●地域づくりを担うのは「ひと」であり、ふるさと教育は地域づくりの重要な柱。
●高齢者が、ふるさとに関する豊富な知識をふるさと教育に役立てることは生きがいづくりにもなる。
●ふるさとの記憶を保ち、再生産する力を持つ文化財は、ふるさと教育の重要な資源。
●学校教育と社会教育の境を越えて、ふるさと教育を支援する機能を持つ、ふるさと教育センターを整備する。

指針（第３章）

ふるさと教育にどう取り組むか

●学校での「ふるさと教育」に取り組みます。（指針Ｉ）
・郷土を題材にした学習を展開する
・地域の人々との出会いと交流を推進する
・地域の大人との協働事業を実施する
・共育コーディネーターの活用、ふるさと教育に関する情報提供等、ふるさと教育推進を支援する
・学校図書館、市図書館、博物館等を活用する
●生涯にわたる「ふるさと教育」に取り組みます。（指針２）
・生涯学習推進の一環として地域の人々がふるさとについて学んだり、学習を支援する側に回ることを推進する。
・自然環境を生かしたスポーツを通じて、田原の魅力を多くの人々に知ってもらう。
・ふるさとに関する資料の収集と電子化、オープンデータ化等を通じ、学びのための情報提供を充実させる。
●「ふるさと教育」の循環を生み出すシステムを構築します。（指針３）
ふるさとに関する講座などで学び続けた人が、今度は教えたり、学びを支援したりする立場に回るようなシステムを整備する。

展開（第４章）

ふるさと教育推進ネットワークをつくる

●つながりの不足を解消する
ふるさと教育の実施主体同士の「つながり」や、過去の成果や記録を現在そして未来へと「つなぐ」配慮が不足している。その解消のため、情報共有、情報継承、資源共有、資源継承、人材育成といった課題に取り組む。
●ふるさと教育推進ネットワークをつくる
「つながりの不足」を解消し、情報や資源の共有・継承と人材育成を推進するため、次のような取り組みを通じ、ネットワークをつくる。
・「ふるさと教育ワークショップ」の開催
・インターネット田原百科「タハラペディア」の編集
・「ふるさと教育バンク」の編集
・「ふるさと教育事例データベース」の構築
・「ふるさと教育研修パッケージ」の実施
・「ふるさと教育推進体制（組織）」の構築
・「つながりの場」の整備
●ロードマップ
平成３２年度の本指針の見直し・改訂に向け、上記について、計画的に取り組む。

田原市ふるさと教育取り組み指針

発　行　田原市教育委員会

編　集　田原市中央図書館

発行日　平成 31 年 1 月